

## 株式会社ナフコに対する勧告について

令和5年3月29日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社ナフコ（以下「ナフコ」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第1項第4号（返品の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第2項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

### 1 違反行為者の概要

法人番号	7290801002705
名称	株式会社ナフコ
本店所在地	北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
代表者	代表取締役 石田 卓巳
事業の概要	日用雑貨品、家具等の販売
資本金	35億3802万2000円

### 2 違反事実の概要

- (1) ナフコは、資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、消費者に販売する日用雑貨品、家具等（以下「商品」という。）の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- (2)ア ナフコは、下請事業者に対し、下請事業者から商品を受領した後、当該商品に係る受入検査を行っていないにもかかわらず、当該商品に瑕疵があることを理由として、令和3年2月から令和4年12月までの間、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、当該商品を引き取らせていた。返品した商品の下請代金相当額は、総額4042万6744円である（下請事業者181名）。
- イ ナフコは、下請事業者に対し、前記アの商品を引き取らせるに当たり、その送料を負担させていた。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局九州事務所下請課 電話 092-431-6032（直通） 公正取引委員会事務総局経済取引局取引部下請取引調査室 電話 03-3581-3374（直通）
ホームページ	<a href="https://www.jftc.go.jp/">https://www.jftc.go.jp/</a>

### 3 勧告の概要

- (1) ナフコは、下請事業者に対し、前記2(2)の行為により返品した商品について、速やかに次の対応を採ること。
  - ア 返品後再び引き取ることができる商品を再び引き取り、その下請代金相当額を支払うこと。
  - イ 返品後再び引き取ることができない商品の下請代金相当額を支払うこと。
  - ウ 商品を引き取らせるに当たり、その送料として負担させた額を支払うこと。
- (2) ナフコは、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
  - ア 前記2(2)アの行為が、下請法第4条第1項第4号の規定に違反するものであること。
  - イ 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせないこと。
- (3) ナフコは、今後、下請法第4条第1項第4号の規定に違反する行為を行うことがないように、自社の発注担当者等に対する下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (4) ナフコは、前記(1)から(3)までに基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (5) ナフコは、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を取引先下請事業者に通知すること。
- (6) ナフコは、前記(1)から(5)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。



#### ●下請取引の内容

下請事業者に対し、消費者に販売する日用雑貨品、家具等の製造を委託

#### 公正取引委員会からの勧告の内容

- 返品した商品を再び引き取り、その下請代金相当額を支払うこと
- 今後、下請事業者の責めに帰すべき理由がない返品を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 下請法の遵守体制を整備すること など

(注) 下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注した物品等を受領後に返品することを禁止している。  
納品時に受入検査を行っていないのに、物品等を受領した後に不良品が見つかったとして返品することは、禁止されている。

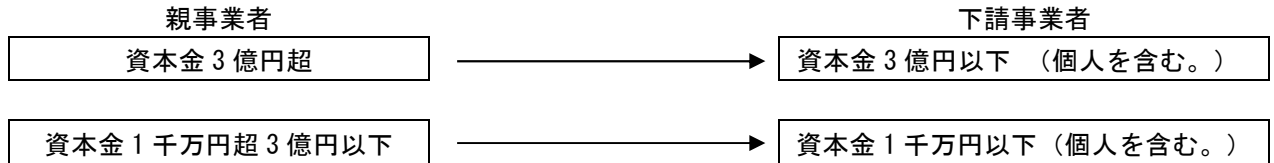
## 2 下請法の概要

### ○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

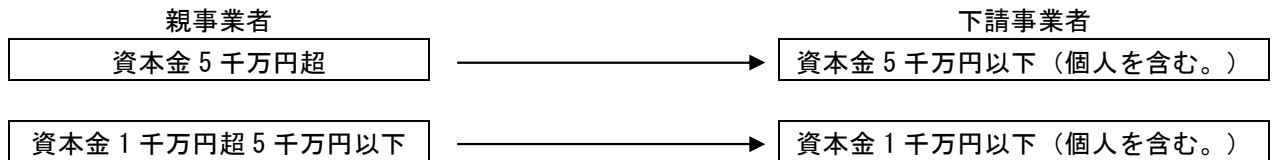
### ○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

#### a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム  
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

#### b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



### ○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

#### a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

#### b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (セ) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

### 3 参照条文等

#### ○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

##### （定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者へ委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者へ委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9、10 （略）

##### （親事業者の遵守事項）

第四条 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号及び第四号を除く。）に掲げる行為をしてはならない。

一～三 （略）

- 四 下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること。

五～七 （略）

2 （略）

##### （勧告）

第七条 （略）

2 公正取引委員会は、親事業者が第四条第一項第三号から第六号までに掲げる行為をしたと認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその減じた額を支払い、その下請事業者の給付に係る物を再び引き取り、その下請代金の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 （略）

## ○ 下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（抄）

（平成十五年公正取引委員会事務総長通達第十八号）

### 4 返品

- (1) 法第4条第1項第4号で禁止されている返品とは、「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付を受領した後、下請事業者にその給付に係る物を引き取らせること」である。
- (2) 「下請事業者の責に帰すべき理由」があるとして、下請事業者の給付を受領した後に下請事業者にその給付に係る物を引き取らせることが認められるのは、下請事業者の給付の内容が3条書面に明記された委託内容と異なる場合若しくは下請事業者の給付に瑕疵等がある場合において、当該給付を受領後速やかに引き取らせる場合又は給付に係る検査をロット単位の抜取りの方法により行っている継続的な下請取引の場合において当該給付受領後の当該給付に係る下請代金の最初の支払時まで引き取らせる場合に限られる。

（中略）

なお、次のような場合には委託内容と異なること又は瑕疵等があることを理由として下請事業者はその給付に係るものを引き取らせることは認められない。

ア～エ （略）

オ 給付に係る検査を省略する場合

カ 給付に係る検査を自社で行わず、かつ、当該検査を下請事業者文書で委任していない場合